○関東地方整備局告示第三百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
神奈川県足柄下郡箱根町湯本字前田一七四番地から同町箱根字七洞五〇五番四まで	前	一〇・〇〇～九二・二〇	一一・八四六
	後	一〇・〇〇～九二・二〇	一一・八四六

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十二日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局横浜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号

三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
神奈川県足柄下郡箱根町湯本字前田一七四番地内		
神奈川県足柄下郡箱根町湯本字前田一九三番一から同町湯本字前田一九三番三まで	一〇・四二～一四・〇七	〇・〇一七
神奈川県足柄下郡箱根町湯本字仲町三九九番一地内	二・二四～一三・八五	〇・〇一九
神奈川県足柄下郡箱根町湯本字仲町三九番一地内	〇・〇〇～一四・〇〇	〇・〇七二
神奈川県足柄下郡箱根町湯本字仲町三八九番一地内	〇・〇〇～一四・〇〇	〇・〇七一
神奈川県足柄下郡箱根町湯本字神明町三五六番一から同町湯本字神明町三七三番一まで	〇・〇〇～　四・八〇	〇・〇二七
神奈川県足柄下郡箱根町湯本字仲町三九〇番一地内	〇・〇〇～一八・〇〇	〇・四一三
神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋字瀬戸六二番一地内	〇・〇〇～一四・八〇	〇・〇五三
神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋字花ノ木沢一七一番一から同町湯本茶屋字花ノ木沢一六七番一まで	〇・〇〇～一〇・〇〇	〇・〇三一
神奈川県足柄下郡箱根町須雲川字白石三七八番一から同町須雲川字紋生石三三六番一まで	〇・〇〇～一五・五〇	〇・一三三
神奈川県足柄下郡箱根町畑宿字山根三八八番一から同町畑宿字山根三九〇番一まで	〇・〇〇～二〇・〇〇	〇・〇五二
神奈川県足柄下郡箱根町畑宿字山根四〇三番一から同町畑宿字塚原四〇〇番七まで	〇・〇〇～二三・八〇	〇・一三一
神奈川県足柄下郡箱根町畑宿字文庫山三九六番一地内	〇・〇〇～二五・〇〇	〇・一五六
神奈川県足柄下郡箱根町畑宿字文庫山三九六番一地内	〇・〇〇～　六・〇〇	〇・〇二八
神奈川県足柄下郡箱根町畑宿字文庫山三九六番一地内	〇・〇〇～一三・二〇	〇・一一三
神奈川県足柄下郡箱根町畑宿字文庫山三九六番一地内	〇・〇〇～一四・八〇	〇・〇七九
神奈川県足柄下郡箱根町畑宿字文庫山三九六番一地内	七・二〇～一五・五〇	〇・〇九四
神奈川県足柄下郡箱根町畑宿字丸山三九七番一二から同町畑宿字丸山三九七番一〇まで	〇・〇〇～一三・〇〇	〇・〇八〇
神奈川県足柄下郡箱根町箱根字沢口六一五番一地内	〇・〇〇～一七・二〇	〇・〇三九
神奈川県足柄下郡箱根町箱根字沢口六一五番二から同町箱根字七洞五〇五番四まで	〇・〇〇～二三・六〇	〇・二〇四

四　指定する期日　平成二十三年七月二十四日

予算委員会に付託

国会事項

衆議院

議案送付

七月二十日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成二十三年度一般会計補正予算（第2号）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第2号）

平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

七月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京電力福島第一原発事故による福島県はじめ各地域の畜産農家等への被害に対する政府の取り組み等に関する質問主意書（浅野貴博提出）

路線高速バス及びツアーバスに関する質問主意書（木村太郎提出）

日・韓図書協定に基づく図書の引き渡しに関する質問主意書（小野寺五典提出）

参議院

議案受領

七月二十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成二十三年度一般会計補正予算（第2号）（閣予第七号）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第2号）（閣予第八号）

平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第八七号）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八六号）

議案付託

七月二十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十三年度一般会計補正予算（第2号）（閣予第七号）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第2号）（閣予第八号）

予算委員会に付託

質問主意書提出

七月二十日議員から次の質問主意書が提出された。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する質問主意書（小熊慎司提出）（第二三三号）

東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する再質問主意書（江口克彦提出）（第二三四号）

質問主意書転送

七月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。

空き家対策に関する質問主意書（横山信一提出）（第二二九号）

内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する再質問主意書（熊谷大提出）（第二三〇号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣

枝野　幸男

外務大臣松本剛明海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（宮崎地方裁判所判事兼宮崎家庭裁判所判事・宮崎簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事

坂井　満

兼官を免ずる（以上七月二十日）

金融庁

（財務省理財局総務課調査室長）

財務事務官

中澤　亨

内閣府事務官に任命する

総務企画局政策課企画官を命ずる

岡本　宜樹

内閣府事務官に任命する

検査局総務課検査企画官を命ずる（以上七月十五日）